

事業 優先順位		2		細事業:前期高齢者関係事務費拠出金				整理 番号		99									
目的		支払基金の前期高齢者納付金の業務に関する事務の処理に要する費用は、医療保険者を通じ、国保や健保組合等の被保険者が負担することとされ、この費用に充てるため、各医療保険者は支払基金へ前期高齢者関係事務費拠出金を納付する。																	
目標		現役世代(75歳未満)の被保険者一人当たり負担額に、被保険者数を乗じて算定される、当該年度の納付額を、前期高齢者関係事務費拠出金として納付する。																	
事業 実施主体		直営		事業開始 年 度		平成20年度		根拠 法令		高齢者の医療の確保に関する法律									
事業費・財源					平成24年度		比 較		コスト情報・従事職員数					平成24年度		比 較			
	事業費(決算額)(千円)				113					総コスト(千円)				113					
	財源内訳	一般財源				113				内訳	事業費				113				
		国庫支出金				0					人件費				0				
		地方債				0					公債費				0				
		その他特定財源				0					一人あたり(円)				1				
						0				世帯あたり(円)				2					
						0				参考	職員数(人)				0.00				
						0					再任用職員数(人)				0.00				
今後の方向性		適正に事務処理を行う。																	
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者	社会保険診療報酬支払基金											
	A		A		B														

細事業：前期高齢者関係事務費拠出金

1. 前期高齢者関係事務費拠出金

社会保険診療報酬支払基金における前期高齢者関係業務に関する事務の処理に要する費用は、各医療保険者を通じ、国保や健保組合等の加入者が負担することとされ、この費用に充てるため、各医療保険者は社会保険診療報酬支払基金へ前期高齢者関係事務費拠出金を納付する。

平成24年度は、加入者一人当たりの負担額3.6円に加入者見込み人数を乗じた112,888円を前期高齢者関係事務費拠出金として社会保険診療報酬支払基金に支払った。